

市民後見人養成研修 受講者募集要項

1. 目的	<p>誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域社会の実現に向けて、認知症や精神障がいなどで判断能力が十分でない方の生活を、市民目線で支援し、ボランティア精神のもと成年後見活動を行っていく「市民後見人」の活躍が期待されています。</p> <p>本研修は、社会貢献に意欲と熱意のある市民の方を後見業務の新たな担い手として活躍できるよう養成することを目的として開催します。</p>
2. 主催	三島市
3. 実施	社会福祉法人三島市社会福祉協議会
4. 定員	15名
5. 受講要件	<p>①成年後見制度及び高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意があること</p> <p>②おおむね30歳から70歳までの方で、心身ともに健康であること</p> <p>③三島市に住所を有していること</p> <p>④成年後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していないこと ※弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの有資格者は、当該団体が実施している養成研修を受講してください。ただし、特段の事情があり、三島市が認めた場合は除きます。</p> <p>⑤原則として、指定した全ての講座を受講することが可能で、市民後見人として活動できる見込みがあること</p> <p>⑥報酬を得ることを目的としないこと ※社会貢献の要素が強い制度であることをご理解ください。</p>

<p>6. 日程及び会場</p>	<p>期間：令和5年10月6日（金）～令和6年1月26日（金） ※集合学習4回、在宅学習（YouTube 動画視聴）時間、実習1回 【内訳】①集合学習 10/6（金）10：00～16：00 ②在宅学習 10/7（土）～11/12（日） ③集合学習 11/13（月）10：00～16：30 ④在宅学習 11/14（火）～12/20（水） ⑤集合学習 12/21（木）10：00～15：40 ⑥在宅学習 12/22（金）～1/25（木） ⑦集合学習 1/26（金）10：00～16：30 会場：上記①は、函南町役場（函南町平井717番地の13）、上記③⑤⑦は、韮山福祉・保健センター（伊豆の国市四日町 302-1）</p>
<p>7. 申込み</p>	<p>受講を申し込まれる方は、受講申込書及び受講動機（150字から200字程度）を郵送又は直接、三島市社会福祉協議会までご提出ください。※提出された書類は、返却しません。 <u>受講無料</u></p>
<p>8. 申込期間</p>	<p>令和5年8月1日（火）～同年8月31日（木）※当日消印有効</p>
<p>9. 受講可否</p>	<p>書類選考により受講者を決定します。結果は、9月中旬に通知します。</p>
<p>10. 修了要件</p>	<p>原則として全てのカリキュラムを受講することが条件となります。</p>
<p>11. 修了後について</p>	<p>修了者は、面接・レポート等による社協支援員名簿登録の審査を受けていただきます。合格した方は社会福祉協議会が行う法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動し、一定期間、実務経験を積んでいただきます。</p>
<p>12. 注意事項</p>	<p>①養成研修を修了した方の全てが市民後見人候補者として登録されるわけではありません。 ②研修修了者や市民後見人候補者としての登録は、成年後見人等になるものを保証するものではありません。 ※成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて家庭裁判所が選任することになります。 ③ご記入いただいた個人情報には市民後見人養成研修の運営管理のみに利用させていただきます。</p>

問い合わせ先及び申込書提出先

■ 社会福祉法人三島市社会福祉協議会

〒411-0841 三島市南本町20-30（三島市社会福祉会館内）
電話：055-972-3221 FAX：055-972-3466

研修カリキュラムについて

開催日	時間	テーマ	科目	
基礎 研修	10月6日 (金)	10:00～10:30	オリエンテーション	開会式・オリエンテーション
		10:30～12:00	市民後見概論	市民後見概論
		13:00～16:00	意思決定支援	意思決定支援
	在宅学習	1.5時間	対象者理解	高齢者・認知症の理解
		1時間	対象者理解	知的障害者の理解
		1時間	対象者理解	精神障害者の理解
		1.5時間	成年後見制度の基礎	成年後見概論
		1.5時間	成年後見制度の基礎	法定後見・任意後見
		0.5時間	成年後見制度の基礎	権利擁護支援と市町村責任
		0.5時間	成年後見制度の基礎	日常生活自立支援事業
	11月13日 (月)	10:00～12:00	市民後見活動の実際	中核機関等の実務とサポート体制
			市民後見活動の実際	市民後見人による実践報告
		13:00～16:00	民法の基礎	家族法・財産法
		16:00～16:30	体験実習①	体験実習についての留意点
	在宅学習	1.5時間	関係制度・法律	高齢者施策/介護保険制度ほか
		1.5時間	関係制度・法律	障害者施策/障害福祉制度ほか
		1.0時間	関係制度・法律	生活保護制度
		0.5時間	関係制度・法律	生活困窮者自立支援制度
		2.0時間	関係制度・法律	公的医療/年金制度
		1.0時間	関係制度・法律	税務申告制度
		1.0時間	関係制度・法律	消費者保護
実務 研修	12月21日 (木)	10:00～12:00	対人援助の基礎	対人援助の基礎（権利擁護の理念含む）
		13:00～14:30	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際
		14:40～15:40	グループワーク	質問の回答及びグループワーク
	在宅学習	1時間	成年後見の実務①	身上保護
		1.5時間	成年後見の実務②	財産管理
		2.0時間	成年後見の実務③	申立手続き・財産目録他
		1.0時間	成年後見の実務④	報告
		2.0時間	成年後見の実務⑤	後見事務終了時の手続き・死後事務
	1月26日 (金)	10:00～12:00	課題演習	事例報告と検討（司法と福祉）
		13:00～15:00		
		15:00～16:00	レポート作成	市民後見人像（どんな市民後見人になりたいか）
		16:00～16:30	修了式	修了証書授与

※上記のほか、12月～1月中旬の期間内に体験実習（8.0時間）を予定しています。

記入例

令和5度 三島市市民後見人養成研修

受講申込書

本人直筆（黒ボールペン使用）でご記入ください。

フリガナ	ミシマ イチタロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	三島 市太郎			
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 35年 2月 3日	年齢 ※R5年10月1日時点	63歳	
住所	〒 411 - 0841 三島市南本町 20-30			
連絡先	(電話) 055-972-3221 (携帯) 090-0000-0000			
主な資格	国家資格、福祉・医療等の資格（介護支援専門員、看護師等）をご記入ください。 介護支援専門員			
地域活動の実績	以下に該当するものを選択し、活動年数をご記入ください。（複数回答可）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の役員			2年
	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員			年
	<input type="checkbox"/> 生活支援員（日常生活自立支援事業）			年
	<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア[分野：手話サークル]			5年
	<input type="checkbox"/> 当事者支援団体			年
	<input type="checkbox"/> その他[]			年
主な職歴	会社名・業種	延勤続年数	勤務期間	
	① □△会社（事務職）	41年	昭和55年～令和3年まで	
	②	年	年～年まで	
	③	年	年～年まで	
後見人等の受任状況	これまでに親族の後見人等を受任したことがある （または現在している）			<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない
確認事項	市民後見人養成研修受講前説明動画を視聴済である			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	市民後見人養成研修の受講要件にすべて該当する			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	市民後見人は「報酬を得ることを目的としない活動」と了解している			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
通信欄	（受講に際し配慮が必要な方は、その旨をご記入ください）			

（裏面に続きます）

受講申込書及び受講の動機は、本人直筆（黒ボールペン使用）でご記入ください。